

「川越・張群会談」と日中外交
—1936年後半における日中国交調整交渉についての一考察

楊 海程

キーワード：川越・張群会談、防共問題、排日問題、国共接近、交渉決裂

要旨

筆者は、1910年代の21ヶ条要求交渉から1930年代の日中全面戦争が勃発するまでを対象とし、日中間の矛盾や軋轢がどのようなメカニズムで生成され、どのようにして関係悪化を引き起こしていったかについて、明らかにすることに関心を持っている。本稿は、「川越・張群会談」を対象とし、1936年後半における日中国交調整交渉問題を取り上げた研究である。

1. はじめに

川越・張群会談とは、一般に1936年8月23日に起きた成都事件（現地排日デモによる日本人が殺傷された事件）と9月3日に北海で同地在留の日本人商人が殺害された北海事件の発生をきっかけに、日本外務省が、中国国民政府の対日態度の是正を要求する目的で9月8日から開始された日中全面戦争前における最後の本格的な日中国交調整交渉のことを指す。なお、日本外務省側が交渉に踏み切った背後には、海軍側からの強い要請があった⁽¹⁾と見られる。

川越・張群会談に関する研究はほとんどなされていない⁽²⁾のであるが、その理由として、戸部良一⁽³⁾は以下のように指摘する。①川越茂（日本駐華大使）と張群（国民政府外交部長）との会談から、成果は何も出てこなかった、それ故に、そのプロセスにはあまり関心が向けられなかったことが挙げられる。②会談の前後には、成都事件、北海事件、さらに有名な綏遠事件など、多くの研究者の関心を惹くような事件が幾つか起こっているため、この会談に関してあまり関心が寄せられなかった、詳細を明らかにされてこなかったということがある。

確かに結果としては、11月に関東軍が起こした綏遠事件が交渉決裂のきっかけとなり、川越・張群会談は殆ど何の成果も出せないままで、12月3日最終的に打ち切られることになったのであるが、このように軍事衝突事件の面だけに注目して川越・張群会談について判断を下すことは適切ではないと、筆者は考える。

本稿は、川越・張群会談を対象とし、日中両国の史料を組み合わせながら、現

地での会談交渉の意義、日中関係に与えた影響を念頭におき、その交渉過程をふまえて、日中両国側はどのような目的で交渉に臨んだのか、双方に意見の食い違いや誤解があったか否かについて検討し、1936年後半における日中国交調整交渉がどのようにして、決裂に至ったのかを明らかにしたい。

また、本稿では、民国史研究を深化させるための「当面の急務」⁽⁴⁾と言われる国民党と共産党の関係についても、川越・張群会談を介して検討を試みたい。

2. 日中両国の国内政治情勢について

中国では、蒋介石と国民政府は1934年1月の福建事変を平定した後、34年後半から長征を始めた紅軍に対する「追剿」という大義名分によって、その勢力を四川・貴州・雲南まで浸透させた。さらに、1934年10月の第5次「剿共戦」の勝利、1935年夏の西南平定、1936年夏の両広（広東・広西）統合を通して、政治的統一を着実に達成していった。

一方1935年12月、蔣は行政院長（首相に相当する）に復帰し、外交部長に腹心の部下である張群を起用し、外交方針を実践するという「越権指導」⁽⁵⁾を強化した。他方、1935年以後、英米からの経済・技術援助を受けた国民政府は、国防整備と経済建設においても、相当な発展を遂げたのである。

日本では、1935年広田（広田弘毅外相）は日中国交正常化のベースとして①「以夷制夷」政策の絶対放棄、②満州国の黙認、③共同防共、いわゆる「広田三原則」を発表した。1936年「2・26事件」後、日本の対中外交は広田弘毅（首相）・有田八郎（外相）・川越茂（駐華大使）という新陣容のもとで行われることになった。

しかし、日中関係では、塘沽停戦協定によって形成された「華北問題」解消の可能性はほとんどなかったのであり⁽⁶⁾、1935年6月以後、日本の現地軍が南進を再開し、中国華北への侵略は進行していった。1936年7月13日、蒋介石は「禦侮之限度」演説を行い、「我々が領土主権を侵擾されることは絶対に容認できない」⁽⁷⁾と、日本に対する強硬姿勢をあらわにしたのである。

以上のような環境の下、1936年8月23日に成都事件、9月3日に北海事件が相次ぎ発生し、日本外務省が国民政府の対日態度の是正を要求する目的で川越・張群会談を開始した。これは結局、日中全面戦争が勃発する前における最後の本格的な日中国交調整交渉となったのである。

3. 川越・張群会談の交渉過程について

1936年9月5日、有田外相より川越宛てに成都事件解決交渉開始方訓令が打電され、中国政府に要求すべき事項⁽⁸⁾が伝達された。それは、①成都事件をもって日中国交調整の方向に利用すること、②排日の禁絶を求めること、③在成都日本領事館の早期再開を要求することという趣旨であった。

ところが、川越・張群会談の予備交渉で、次の7条項⁽⁹⁾が要求交渉事項として提案されたのである。すなわち、「(一) 北支ニ対シ徹底セル特殊制度ヲ設クルコト、(二) 防共施設ヲ実現スル為日本ト協定スルコト、(三) 航空ニ関シ日支合辦(弁)会社ヲ設立シ例ヘハ福岡、上海ヨリ事件発生地タル四川迄ノ航空路ヲ開設スルコト、(四) 行政各部ハ勿論軍政機関ニモ日本顧問ヲ招聘スルコト、(五) 通商ヲ改善スル意味ヨリ日支関税協定ヲ復活シ又輸入税率ノ低減ヲ行フコト、(六) 事件ノ性質上成都ヲ開埠地トシ且四川省内經濟利権開發ニ関シ日本側ト合作スルノ制度ヲ確立スルコト、(七) 政治犯人不引渡ノ原則等ヲ顧慮スルコトナク金九、金元鳳、李青天等ノ逮捕引渡ヲ実現スルコト」であった。

これは、実は須磨(須磨弥吉郎駐南京総領事)が本省からの「訓令の意向」を独自に解釈して、より具体的な交渉事項を提示したものであったが、これらの交渉事項に対して、張群は、このような苛酷な要求は中国を「日本の属国」と視なし、「日本の植民地」と化そうとするもので、当然受け入れることのできないものであるという印象を受けた⁽¹⁰⁾。そこで張は、日本側に対して、成都を開埠地とするようなことは、中国の不平等条約排除の国策方針と相容れないものであり、「全く考慮する余地のない」事項である⁽¹¹⁾と、強硬的な態度を見せたのである。

さて、9月15日、国民政府外交部において、中国側代表張群(外交部部長)・高宗武(外交部亜洲司司長)と日本側代表川越(駐華大使)・須磨(駐南京総領事)との間で、第1回⁽¹²⁾川越・張群会談交渉が実施される。

この会談で、川越はまず上述外務省訓令交渉開始方①の趣旨を中国側に告げた。これに対し、張群はまず両国間にわだかまる不信感の解消を必要とすることを指摘した。しかし、川越は、日本は国民政府が「国交調整ノ誠意ヲ具体的ニ表示スルコトヲ茲ニ要求スルモノナリ」と強く談じたのである。

ついで、川越は「排日取締ノ徹底ニ努力」するよう中国側に要求した。これに対し、張群は、国民政府は従来から努力を払っていると答えたが、川越は日本の「要望スル所ハ従来ノ如キ単ナル命令ニ止マラス現実ニ之カ禁止ノ実績ヲ挙クルニアリ」と述べた。

ところで、9月23日、中国側は対案として、対日要求5項目を日本側に提示した。その内容とは、「(一) 塘沽協定及上海停戦協定ノ取消(二) 冀東政府ノ解消、(三) 北支自由飛行ノ停止、(四) 密輸停止及支那側取締ノ自由恢復、(五) 冀東及綏遠北部ニ於ケル偽軍ノ解散」⁽¹³⁾である。

9月24日、第2回目の川越・張群会談交渉が実施されるが、会談で上記中国側の5項目対案について、須磨は中国側に対して、「日本側ニ於テ全然考慮ノ余地ナキコトヲ茲ニ言明ス」と厳しく反駁したため、会談は打切る外ないという状況になってしまった⁽¹⁴⁾。

第2回会談後、交渉の進捗が見えない中、10月7日、須磨と高宗武の間で、会

談を促進するための談話が行われた⁽¹⁵⁾。須磨は「蒋介石ハ日本ト一戦スルノ覚悟ナク無理ニ会談ヲ遷延セシメントスト解スルノ外ナキカ如何」と問い詰め、もしそうでなければ「素直ニ従来ノ経緯ヲ辿リ会談ノ誠意ヲ示スヘシ」というふうに要求したが、高からは、防共及び北支の両問題は後日にまわし、この際は他の4項に関して会談交渉の余地があると告げられた⁽¹⁶⁾。

10月19日、川越・張群会談（第3回）⁽¹⁷⁾が再開される。

この会談で、川越は「国民政府ノ速ナル決断ヲ望ムモノナリ」と冒頭で述べ、先ず「防共問題」を持ち出し、「防共協定」を説明しその受諾を求めたが、張群は、本件の提出は元来交渉の途中より加えられたものであり、中国側としては「此ノ種協定ハ到底締結シ難シ」と答える一方、同協定の締結の条件として「冀東政府ノ解消及綏東偽軍ノ解散」、さらに「塘沽協定ノ解消」を持ち出し、国民政府の立場を訴えて、逆に日本側に中国側の対案の受諾を求めたのである。

この張群の態度に対して、川越は、中国側においてあくまで協力を拒む場合、日本は「任意ニ必要ノ手段ヲ執ルノ外ナシ」と脅迫的な言葉を述べ、第3回目の会談も不愉快の雰囲気終了してしまった。

ついで、10月21日、張群の官舎で、第4回川越・張群会談が行われることになるが、交渉の中心内容は「一般的防共締結」と「華北の防共提携問題」であったが、日中双方の会談記録を照らし合わせると、この会談においても、両者の間に食い違いがあったように思われる。

すなわち、川越は、「一般赤化防止ヲ目的トスル協定」に対する詰めを行うことと、「北支防共協定」の無条件締結を目的に会談に臨んでいるが⁽¹⁸⁾、張群は、「中国は華北における防共線が山海関、包頭に連なる線以北と限定したのに対し、日本はこの線を山西省の雁門道に延ばしていること」に関心を持っていた⁽¹⁹⁾。

結局、この日の会談は防共問題のみにて終わったが、翌26日に行われた第5回目の会談においても、「北支防共線の設置」をめぐって話し合われぬまま、張群は「北支防共協定ニ引懸ケ再ヒ冀東政府ノ解消」を持ち出したのに対し、川越は「是迄数回繰リ返シタル通り現在到底問題トナラス」と反駁して、会談は物別れに終わった⁽²⁰⁾。ついで、第6回会談も、依然として何の結論にも達しなかった。

その後、綏遠で緊迫状況が増している最中の11月7日、張群は高宗武を通して、日本の提案に対して全面的に拒否する旨を日本側に伝えたのである。これに対し、須磨は、高と話し合い、交渉妥結に向けた試案提示について、「(一) 航空連絡及北支防共協定ニ引懸ケ居ル支那側ノ条件ヲ撤廃スルコト、(二) 劉湘ノ陳謝ヲ免除スルコトハ承諾シ難キコト、(三) 少クモ排日取締ニ付テハ文書ヲ以テ支那ヨリ通報越スコト、(四) 国交調整ニ関スル事項ニ付テハ正式ノ『ミニツ』ヲ作ルコトヲ取止トスルモ話合ノ結果ヲ各自覚書トシ読合ノ上写ヲ交換スルコト」となるのであれば、「(五) 一般反共協定ハ後日更ニ話合ヲ為スコト」とすることを、提案し

たのである⁽²¹⁾。

11月10日に第7回目の川越・張群会談が行われ、これが最後の交渉となる。会談で、川越は、「日本は貴国の困難を理解し、一般反共協定問題は後日に話し合うことなどを提案した」のは大いに譲歩したものだと言われ、「須磨試案」を応諾するよう張群を説得したのであるが、張群は、「我が方の対案要求（5項目）は実に最低条件」であり、蔣院長（蒋介石）がいうように「中国は自らの国力を知り、不合理の事は提案しない」、しかし、我が方において、現に、「最重要問題である塘沽停戦協定・上海停戦協定の取消し問題は持ち出していない」、中国は既に日本に対し譲歩していることを、強調したのである⁽²²⁾。

以上のように、川越と張群の間では7回の会談交渉が行われたが、双方終始して、自国の要求を相手に求め、話は一致することはなく、進捗の見せないまま、幕が閉じられたのである。

4. 川越・張群会談に対する蒋介石の考え方

9月2日、蔣は「一覽群山小回首白雲低」⁽²³⁾という一句を日記に記した。これは元来、人が山の頂に登り、周囲の景色を眺める時の気持ちを描写する句であるが、蔣にとっては、自分が遂に権力の頂点に上ったことを認識し、かなり自信を持つようになったことを表したものだと思われる。

9月10日、日本が提案した7条項の要求交渉事項を知った蔣は、「日本の狙いは戦わずにして我を屈することにある」と想定し⁽²⁴⁾、自ら交渉の「対案」を擬して張群に指示したのである⁽²⁵⁾。

9月24日、蔣は川越・張群会談について、次のように考察した。「川越と張群との会談は昨日で既に決裂に等しいものとなった。しかし、日本は、例えば華北特別地域の設定や共同防共、排日取締り、関税の引下げなどを、我が方に対して要求している。しかし、我が方が提案した上海・塘沽両協定の取消し、冀東偽組織の廃除、密輸出や日本の飛行機の自由飛行の取締りについては、みんな提案してはいけないと言われる、是をも忍ぶ可くんば、孰れか忍ぶ可からざらん」⁽²⁶⁾と。

同じ日に、蔣は何応欽（軍政部長）宛てに、昨今の形勢から推察すれば、日本は「已に思いどおりにやる決意を固めているので、南京、上海、漢口の各地に、直ちに一切の準備をととのえ、厳しく警戒し、いつでも抗戦しうよう命ずべき」であると訓電した⁽²⁷⁾。

9月26日、蔣は、「日本は3年内には中国を亡ぼすことができないのであり、日本の脅迫は煩う必要がない。但し、今はまだ心に秘めて耐え忍ばなければならない」と日記に記した⁽²⁸⁾。

ところで、9月28日、日中国交調整交渉に関する有田外相の談話⁽²⁹⁾が発表されたが、有田は、昨今の「不祥事件」に関して「多年国民政府及国民党トシテ其

ノ責任ヲ免レ得サル排日教育、排日煽動、排日的政策等ノ当然ノ帰結」であると強調し、今回の交渉の結果は日中関係が非常に良くなるか、或いは非常に悪くなるかの二途のどちらしかない、従って中国側としてはこの際、「日本ト握手スルカ否カラ選フヘキ重大ナル岐路」に立っているものであると、指摘した。

この談話内容を聞いた蔣は、「日本の脅迫は剣拔弩張の態勢になった」⁽³⁰⁾と理解したのである。10月16日、張群は蔣に交渉状況を報告し、今後の対日交渉方策について請訓したが、これに対し蔣は、前回の打電で「上海、塘沽両協定には言及していないが、川越と話し合うとともに、その実施を一日も早く取り消すよう要求しなければならない」と指示を出したのである⁽³¹⁾。

10月22日、蔣は、張群に対し今後「川越と会談する時に、まず新たな要求があるか否かを探るべきである」と訓電する一方⁽³²⁾、山西の閻錫山（軍事委員会副委員長）に打電し、「岳軍（張群）と川越の協議は依然として進展がなかった。黙して情勢を察するに、綏遠の敵は必ず攻勢に出るにちがいない。しかも、その攻勢の時期を予測すれば、来月の初旬を出ないであろう。我が軍は、敵の準備が完成しないうちに、優勢な兵力で平地泉付近から東方へ積極的に攻勢に出るとともに、有力な部隊を豊鎮から興和に進出させて匪と偽との南、北両路の連絡を遮断し、迅速に匪軍を撲滅して綏遠占領の企図を断つべきである」⁽³³⁾と告げた。

ところで、11月5日、前記の交渉に対する「須磨の試案」は下記のような趣旨で蔣のもとに報告された。①一般防共問題について、日本の要求を接受することを希望すること、②華北防共問題について、もし指定地区で困難であれば、日中それぞれが指定している委員によって時間をかけて検討すること、③山西、綏遠、山東の三省に対して、中央政府は必要がある場合において各省当局にその対日経済合作の便利を与えること、④航空連絡問題については、中国側の無条件承認を求めること、なお、これは日本の「最終勧告」であり、これ以上遅らせることは許せない⁽³⁴⁾というものであった。

この報告書を読んだ蔣は、「日本の脅迫は他人に知りうるものか」、「交渉は遅かれ早かれ決裂に至るに違いない、対抗準備は一刻も早く進めるのだ」⁽³⁵⁾と考えるようになったのである。

さらに、11月7日午後、蔣は対日外交の決裂に備えて、考えを次のように深めていった。「(甲) 我が国のすでに失った主権は今の限度をもって、今後回収するのみ、さらに失うことは許せない、(乙) 対外的には必ず自主を求めなければならない、決して再び他国の牽制と干渉は許さない」と⁽³⁶⁾、そこで、蔣は張群に対し交渉決裂時に宣言を発表する場合の注意点として、「華北の行政を保全することを今日の国交調整の最低の条件にすべきである」と指示したのである⁽³⁷⁾。

以上のように、川越・張群会談に対する蔣の考えとその取った行動とは、必ずしも一致する方向で進んでいたとは言えないかもしれないが、交渉に臨んだ蔣の

姿勢は終始して強硬的なものであった。

5. 川越・張群会談交渉の決裂、国民党と共産党の接近

11月上旬に起きた綏遠事件では、関東軍に唆された徳王麾下の内蒙古軍と国民政府軍との間で約1ヶ月の戦闘状態が続いた。

11月20日、川越は外務省に対して、かかる情勢において「交渉ヲ継続スルモ効果」なく、むしろ「思切り良ク我方ヨリ決裂」させるしかないとの見解を述べるように至り⁽³⁸⁾、12月3日川越・張群会談は最終的に打ち切られることになったのである。

一方、同じ頃、蒋介石のもとに毛沢東、朱徳らからの手紙⁽³⁹⁾が届いた。その内容は下記のようなものであった。すなわち「目下、大計は先生の一言がありさえすれば決まるし、今日、内戦を停止すれば、明日には紅軍と先生の西北剿共大軍がともに直ちに味方同士が殺し合う内戦の戦場から抗日に赴くことができ、綏遠の国防力は急増して数十倍になる。これは先生の一瞬の改心、一心の発露であり、国仇に報復し、国土を保全し、失地を回復することができる。先生も栄光の抗日英雄」になれる。

少し戻って9月22日、川越・張群会談が開始した直後に、蔣のもとに周恩来からの手紙⁽⁴⁰⁾も送られていた。その内容は、「日本という大盗人は已に我が山河の半分を奪い取り、そのうえ、今やその奥義を究め、四億の国人は民族的な大災禍に押さえつけられている」、紅軍（共産党軍）は「全国的な抗日政府の指揮のもとに統一し、日寇を駆逐するために最後まで奮闘する」ことを誓う。先生はどうして「日寇が已に軍隊を綏遠東部に配し、行動を起こそうと気が逸っていること、すなわち西北を植民地に変えようとしていることを忘れた」のであろうか、大敵が目前に迫っているので、「早急に団結し侮りを防ぐべきである」、というものであった。

このように、川越・張群会談が進行している間に、共産党側は、蔣に対して共産党が国民政府の指揮の下に入ることを公約して、一致抗戦を呼びかけていたのであった。

また、国民政府内部においても、一致抗戦を希望する声が少なくなかった。例えば、張学良（共産軍討伐副司令官）は蔣に対して、「亡国を救うには抗日が必須であり、抗日するには全国の力量の集中が必須である。良は、いま、鈞座（蔣委員長）の指揮下で剿匪（共産軍討伐）の職責を尽くしているが、一日も早く鈞座の率いる下で抗日のへ犠牲を願う」⁽⁴¹⁾というように要望を出している。

川越・張群会談の交渉過程で、蔣と国民政府は終始して「一般防共問題」の協議を拒んでいた。むろん、それを拒んだ理由には、国内世論や対ソ連関係への配慮があったと考えられる。しかし、その背後には、蔣の考えとは別に国民

党と共産党が接近し初めていた要素があったと思われる。なぜならば、蔣にとって、安内＝国内の統一は何より優先的な課題だったからである。

さらにいえば、歴史の結果からみて、西安事変を契機に国共合作が推進され、中国の一致抗日路線が形成されていったものと言われているが、以上のような蔣の日本に対する態度と蔣への一致抗日の働きかけから見れば、西安事件の2ヶ月以上も前から国共合作への動きは進行していたと言えよう。

6. おわりに

12月6日、国民政府側は、川越・張群会談について、「双方の意見は相容れないものであり、接近し難いものであった。その結果、今回の会談交渉によっては、国交調整が少しも改善できていない」との意見を発表した⁽⁴²⁾。

一方、日本外務省側は、12月10日、今後国民政府の措置特に排日取締に見るべきものなく、「万一在支居留民の生命財産の安全を脅かし或いは帝国の在支權益を侵害するが如き事態が発生する場合には支那現下の状況に鑑み臨時必要なる措置」を取る方針であるという見解⁽⁴³⁾を、発表したのである。

また、1937年盧溝橋事件の起こる直前に、当時の華北の事態を憂慮した天皇は湯浅（湯浅倉平内大臣）に対し、「北支の中央化は、結局時の問題にて必然的と思はるゝが、若し然りとすれば寧ろ先手を打ちて支那に希望を容れては如何」と聞いたところ、湯浅は「支那従来のやり口は、是を以て決して日本の態度を徳とせず、却って毎日の因を作ることとなるべきを以て考へものなり」と答えた⁽⁴⁴⁾ことは、前年に行われた川越・張群会談交渉によって不信と誤解が深められたことを表しており、この交渉の決裂が日中関係に与えたダメージの大きさを物語るものである。

さて、本稿を、「はじめに」で述べた問題意識に基づきまとめると以下のようになる。

会談交渉に臨んだ日中両国側の狙いは、最初から対立するものであった。それゆえ、張群と川越の間では7回の会談交渉が行われたが、双方は終始して自国の要求を相手に求め、話は一致する可能性が少なかった。結局会談交渉が進捗を見せないまま、進行の途中で幕が閉じられたのである。一方、蒋介石は終始して川越・張群会談に強硬的な姿勢で臨んでいたのであり、この間中国の内政における国共接近の動きも見られたことが、川越・張群会談の決裂に至る一つの要因となったのである。

註

⁽¹⁾樋口秀実「日中関係と日本海軍—昭和10年の中山事件を事例として—」（軍事史学

- 会編『日中戦争の諸相』錦正社、1997年）60～61頁。島田俊彦「華北工作と国交調整（1933年～1937年）」（日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道—日中戦争』朝日新聞社、1962年）201～202頁。
- (2) なお、「川越・張群会談」に関する多くのヒントが提示されている「松本の回想録」は特筆に値する。（松本重治『上海時代—ジャーナリストの回想』中巻、中央公論社、1989年）
- (3) 戸部良一・服部龍二・富塚一彦「評論—『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1部第5巻所収「川越・張群会談」関係文書について」（外務省外交史料館『外交史料館報』第22号、2008年、54頁）
- (4) 陳紅民「大陸中国の民国史研究」（村田雄次郎ほか編『シリーズ20世紀中国史4 現代中国と歴史学』東京大学出版社、2009年）38頁。
- (5) 家近亮子「蒋介石と日米開戦—『持久戦』論の終焉」（『東アジア近代史』第12号、2009年）98頁。
- (6) 内田尚孝『華北事件の研究』（汲古書院、2006年）269頁。
- (7) 陳志奇編『中華民国外交史料彙編(6)』（渤海堂文化事業出版、1996年）3693頁。
- (8) 外務省編『日本外交文書』（昭和期Ⅱ第1部第5巻上、2008年、以下は、『外文』S-II-1-5-上というように略記する）96～97頁。
- (9) 同上、101～102頁。
- (10) 張群『日華・風雲の70年』（サンケイ出版社、1980年）69頁。
- (11) 中国第2歴史档案馆編『中華民国史档案資料匯編』（第5輯・外交、江蘇古籍出版社、1991年、以下は、『民国档案』5-外交というように略記する）894～895頁。
- (12) 『外文』S-II-1-5-上、106～107頁。
- (13) 成都排日不祥事件ヲ契機トスル支那排日不祥事件及解決交渉一件（アジア歴史資料センターRef.B02030509300第2画像目から、外交史料館外務省記録A-1-1-0-29）
- (14) 『外文』S-II-1-5-上、112頁。
- (15) 後年、高は須磨との付き合いを回憶して「日本人の中で一番嫌いな人は須磨であり、その印象は虚偽で下劣であると評した」ことからして、両者間での会談を促進するための会談は最初から期待できないものだったと考えられる。（高宗武『高宗武回憶録』中国大百科全書出版社、2009年、16頁）
- (16) 『外文』S-II-1-5-上、127～129頁。
- (17) 同上、149～150頁。
- (18) 同上、151～152頁。
- (19) 『民国档案』5-外交、899～901頁。
- (20) 『外文』S-II-1-5-上、155～156頁。
- (21) 同上、165頁。

- (2²) 『民国档案』5-外交、904～905頁。
- (2³) 高素蘭編『蒋中正總統档案』(事略稿本38、民国25〔1936〕年8月至10月上、国史館〔台湾〕、2010年、以下『事略稿本38』と略記) 370頁。
- (2⁴) 同上、429頁。
- (2⁵) 同上、443頁。
- (2⁶) 同上、515～516頁。
- (2⁷) 丁秋潔・宋平編、鈴木博訳『蒋介石書簡集』(1912～1949下巻、みすず書房、2000～2001年、以下『蒋書簡』と略記) 805頁。
- (2⁸) 『事略稿本38』523頁。
- (2⁹) 『外文』S-II-1-5-上、126～127頁。
- (3⁰) 『事略稿本38』536頁。
- (3¹) 『蒋書簡』806頁。
- (3²) 『事略稿本38』504頁。
- (3³) 『蒋書簡』807頁。
- (3⁴) 高素蘭編『蒋中正總統档案』(事略稿本39、民国25〔1936〕年10月下旬至12月、国史館〔台湾〕、2009年) 152～154頁。
- (3⁵) 同上、156頁。
- (3⁶) 同上、163頁
- (3⁷) 『蒋書簡』809頁。
- (3⁸) 『外文』S-II-1-5-上、180頁。
- (3⁹) 中共中央文献研究室編『毛沢東書信選集』(中央文献出版社、2003年) 77～78頁。
- (4⁰) 『蒋書簡』801～803頁。
- (4¹) 『事略稿本38』512頁。
- (4²) 『民国档案』5-外交、927頁。
- (4³) 島田俊彦・稲葉正夫『現代史資料—日中戦争』(第8巻、みすず書房、1964年) 306～307頁。
- (4⁴) 木戸幸一『木戸幸一日記』(下巻、東京大学出版会、1966年) 575頁。

【主要文献史料】

- 外務省編『日本外交文書』(昭和期Ⅱ第1部第5巻上、2008年)
- 高素蘭編『蒋中正總統档案』(事略稿本38～39、国史館、2009～2010年)
- 丁秋潔・宋平編、鈴木博訳『蒋介石書簡集』(下巻、みすず書房、2000～2001年)
- 中国第2歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編第5輯』(江蘇古籍出版社、1991年)